参考資料1

総合治水対策の推進について

総合治水対策の推進について (昭和55年5月15日、建設事務次官通達)

1. 総合治水対策骨子

- (1) 総合治水対策特定河川に係る河川改修事業を積極的に推進する。
- (2) (1)の河川改修事業並びに河川流域における適正な保水・遊水機能の維持、確保等 についての方針及び対策等を内容とする流域整備計画を策定し、これに基づき諸対 策を講じる。

(3) 適正な土地利用の誘導と緊急時の水防、避難等の便に資するため洪水による浸水実 績を公表する。

(4) 流域住民に治水上の問題について理解と協力を求める働きかけを行う。

2. 流域総合治水対策協議会の設置等

総合治水対策特定河川の流域ごとに、流域内地方公共団体等の合意に基づき、地方建設局、都道府県及び市町村の河川担当部局、都市・住宅・土地担当部局等の関係部局からなる流域総合治水対策協議会を設置し、当該流域に係る総合治水対策について協議し、効果的な対策の確立に資するものとする。

なお、別紙「総合治水対策とその方針」は、総合治水対策の各種施策を検討する際の指針 となるよう定めたものである。

3. 流域整備計画の策定等

流域総合治水対策協議会は、流域の特性に応じて総合治水対策の具体的施策等を検討、 選択し、「流域整備計画」として策定する。各担当部局は、この流域整備計画にのっとり具 体的施策を推進するものとする。

なお、流域整備計画は、計画策定後の情勢の変化に対応して必要に応じ見直しを行うもの とする。

対策	方針
1.治水建設の整備の促進	総合治水対策特定河川事業を促進する。
2.浸水予想区域の設定	①浸水予想区域については、流域総合治水対策 協議会構成員間における相互の行政資料として 活用する。
	②洪水による浸水実績については公表する。
3.三地域区分	 ①流域を治水上の役割に応じて保水地域、遊水地域及び低地地域に区分することを原則とする。 ②この地域区分は、総合治水対策を行うに当たっての流域総合治水対策協議会構成員間における確認事項とする。
4.保水・遊水機能の維持	
(1)治水緑地、多目的遊水地の設置	遊水機能のある土地については、治水計画上必 要な地域を治水緑地事業及び多目的遊水地事業 により計画的遊水地として確保するとともに、多目 的遊水地については、具体的箇所について河川部 局と都市住宅部局との協議により設置する。

対策	方針
(2)防災調節池等の設置	 1大規模宅地開発等に関連して治水計画上必要 な調節池の建設費に対して補助する防災調節池 事業を促進する。
	②暫定的な調節池の建設費に対し、補助する特定 調節池事業の創設に努める。
	③暫定的な調節池については、流域整備計画に おいて設置期間を明示するものとする。
(3)雨水貯留施設の設置	①保水・遊水機能の維持増大措置の一環として、 雨水貯留施設の建設費に対して補助する雨水 貯留事業を促進するとともに特定保水池事業の 創設に努める。
	②保水・遊水機能の維持のため、団地の棟間貯留、 運動場、広場等での貯留を促進する。
(4)透水性舗装の適用等	歩道における透水性舗装の適用等保水機能の 向上に努める。
(5)下水道事業における配慮	下水道においては、貯留機能等の確保のため、 その方策を検討し、必要な措置を講ずるよう努め る。

対策	方針
(6)市街化調整区域のうち治水上の 機能を有する土地に対する配慮	市街化調整区域のうち、保水・遊水機能を有す る土地については、都市計画担当部局は市街化 区域及び市街化調整区域の決定(変更)の際に十 分配慮するものとする。
(7)流域住民に対する理解と協力を 求める働きかけ	流域の保水・遊水機能の維持の観点から次の事 項を内容とする流域総合治水対策協議会名のパ ンフレットを作成し、流域住民及び建築、宅造関係 者に市町村を通じて配布する等理解と協力を求め る働きかけを行う。
	1)流域の保水・遊水機能の維持の必要性
	2)各戸貯留、高床式建築等の奨励
	3)地域の実態に応じた盛土の抑制

対策	方針
5.治水施設の整備状況に対応した 水害に安全な土地利用方式、建 築方式の設定	
(1)災害危険区域の設定	具体的箇所について河川部局と建築部局とが協 議を行う。
(2)土地利用における治水安全度の 配慮	市街化調整区域のうち、湓水、湛水、津波、高潮 等による災害の発生のおそれのある土地の区域 については、おおむね10年以内に優先的かつ計画 的に市街化を図るべき区域としての市街化区域へ の編入は原則として行わないものとする。
(3)流域住民に対する理解と協力を 求める働きかけ	治水施設の整備状況に対応した水害に安全な 土地利用方式、建築方式の奨励の観点から次の 事項を内容とする流域総合治水対策協議会名の パンフレットを作成し、流域住民及び建築、宅造関 係者に市町村を通じて配布する等理解と協力を求 める働きかけを行う。 1)耐水性建築(高床式、二階建等)の奨励
	1) 耐水性建築(高床式、二階建寺)の奨励 2) 地域の実態に応じた盛土高の調整